

○多度津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

平成31年3月4日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊等のおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、多度津町内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）、小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）、香川県老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日付け27住宅第1693号香川県土木部住宅課長通知）、多度津町補助条例（昭和29年多度津町条例第36号）及び多度津町補助条例施行規則（平成18年多度津町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空き家 そのまま放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家で、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 除却の際に使用されていない住宅で、今後も居住の用に供される見込みのないもの

イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度及び構造の腐朽又は破損の程度の評点の合計が100点以上であるもの

(2) 住宅 併用住宅（人の居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）を含む一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- （１） 町内に存する老朽危険空き家であること。
- （２） 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないこと。
- （３） 補助金の申請年度内に除却工事の完了が見込まれること。
- （４） この要綱に基づく補助金以外に、除却に係る他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。
- （５） 公共事業等による移転等の補償の対象となっていないものであること。
- （６） 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないものであること。
- （７） 不動産販売又は不動産貸付け（駐車場等の貸付けを含む。）を業とする者が、当該業のために除却を行うものでないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- （１） 補助対象住宅の登記事項証明書（未登記の場合は、家屋補充課税台帳）に所有者として登録されている者又は所有者として登録されている者の相続人
- （２） 町税を滞納していない者
- （３） 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- （１） 暴力団員である者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- （２） 補助対象住宅に所有権以外の権利（賃借権を含む。）の設定がある場合において、権利者全員から補助対象住宅の除却についての同意を得られない者
- （３） 補助対象住宅が複数の者の共有である場合において、共有者全員から補助対象住宅の除却についての同意を得られない者
- （４） 相続人が複数いる場合において、全ての相続人から補助対象住宅の

除却についての同意を得られない者

(5) 補助対象住宅と土地の所有者が異なる場合において、補助対象住宅の除却について、全ての土地所有者の同意を得られない者

(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定による勧告を受けた者。ただし、勧告後その措置が取り消された場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認めた者
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象住宅の除却工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（同法別表第1下欄に掲げる事業のうち建築工事業、とび・土木工事業及び解体工事業に係る許可に限る。）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者（それぞれ町内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業者（個人事業者を含む。）に限る。）に請け負わせる工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 他の制度等による補助金等の交付を受けようとする工事

(2) 補助対象住宅の一部を除却する工事

(3) 補助対象住宅の建替えを目的とした工事

(補助対象事業費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象事業費又は補助対象住宅の延べ面積に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、160万円を限度とする。

(1) 木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建

設費等における、木造住宅の1平方メートル当たりの除却工事費の上限額

- (2) 非木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における、非木造住宅の1平方メートル当たりの除却工事費の上限額

(補助事前申込み)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ老朽危険空き家除却支援事業補助金事前申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期間内に、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要する費用の見積書(内訳を含む。)の写し
(2) 位置図(補助対象住宅及び隣接地の表示があるもの)

(補助予定者の決定)

第9条 町長は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内で申込みの先着順により、当該申込書を提出した者を補助予定者として決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助予定者を決定したときは、老朽危険空き家除却支援事業補助金補助予定者決定通知書(様式第2号)により当該補助予定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第2項の規定による通知を受け、補助金の交付を申請しようする補助予定者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事实施(変更)計画書(様式第4号)
(2) 補助対象住宅の建物平面図(延べ面積及び対象床面積が確認できるもの)
(3) 補助対象住宅の現況写真
(4) 補助対象住宅の所有権が確認できる書類
(5) 相続人が申請する場合は、確約書(様式第5号)
(6) 所有権以外の権利(賃借権を含む。)の設定がある場合は、当該権

利を有する者の同意書

(7) 補助対象住宅が複数の者の共有である場合は、老朽危険空き家除却工事施工同意書（様式第6号）

(8) 補助対象住宅と土地の権利を有する者が異なる場合は、当該土地の権利を有する者の同意書

(9) 補助対象住宅の所有者以外の者による申請の場合は、所有者の同意書（補助対象住宅の相続手続が完了していない場合を除く。）

(10) 町税の滞納がないことの証明書

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。
（判定員）

第12条 町長は、補助金の交付について適正な判定を行うため、専門知識を有する民間の技術者を判定員として委嘱することができる。

2 判定員は、一級建築士の資格を有する者1名とする。

3 判定員の委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。

（補助対象工事の変更等）

第13条 第11条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更等申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、変更の場合は次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

(1) 除却工事实施（変更）計画書（様式第4号）

(2) 変更見積書（内訳を含む。）の写し

(3) 建物平面図（変更箇所を明示したもの。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請を承認することが適当であると認めたときは、老朽危険空き家除却支援事業補助金交付変更等決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助決定者は、補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに、老朽危険空き家除却支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象工事の請負契約書（変更請負契約書を含む。）の写し
- （2） 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- （3） 工事状況写真（施工後の状況及び工事の内容が確認できるもの）
- （4） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により届け出た内容が分かるもの（補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）
- （5） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付確定）

第15条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査により、補助対象工事が申請のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を老朽危険空き家除却支援事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付確定に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第16条 前条第1項の規定による交付確定の通知を受けた補助決定者は、速やかに老朽危険空き家除却支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を補助決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の前に、補助対象工事に着手したことが判明したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助対象工事を申請年度内に完了できないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告の徴収及び実地調査)

第19条 町長は、必要があると認めるときは、補助決定者又は補助対象工事を施工する事業者に対し、補助対象工事の進捗状況又はその成果について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(跡地の管理)

第20条 補助金の交付を受けて補助対象住宅を除却した補助決定者は、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように、補助対象住宅を除却した跡地を適正に管理しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(多度津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 多度津町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱（平成27年多度津

町要綱第 5 3 号) は、廃止する。

附 則 (令和 6 年 1 0 月 2 9 日要綱第 4 6 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。